

■東川町役場	82-2111
■改善センター(公民館)	82-3200
■文化交流館	82-4245
■文化ギャラリー	82-4700
■B&G海洋センター	82-4600
■町立診療所	82-2101
■大雪消防組合東消防署	83-0119
■道草館	68-4777

1月の行事

- 5日 消防出初め式(前10時、第一分団前)
- 8日 東川町商工会新年交礼会(後5時、道草館)
- 10日 平成22年成人式(後1時、農村環境改善センター)
- 15日 農業委員会総会(後3時、役場)
- 16日 第36回ひがしかわ氷まつり(後4時、羽衣公園前夜祭ラトアップ(18日まで))
- 25日 東川町老人クラブ連合会新年交礼会(正午、笹すし)

人のうごき 昨年11月16日～12月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生			
生まれた子	父	母	行政区
ままた かな 薪田 泰	泰弘	朋美	西区

おくやみ			
亡き人	歳	届出人	行政区
岩田 勝利	67歳	岩田 智子	北町3丁目
久田 充	78歳	久田 真佐子	北町3丁目
宮崎 勲	67歳	宮崎 明美	東町1丁目

人口・世帯数 昨年11月末日現在	
人口	7,795人 (前月比- 4人)
男	3,712人 (前月比- 5人)
女	4,083人 (前月比+ 1人)
世帯数	3,207戸 (前月比+ 1戸)
出生	4人
死亡	9人
転入	20人
転出	19人

税務課から

お問い合わせ ☎税務室(内線128)

(社) 地方税電子化協議会のホームページ「eLTAx」をご参照ください。
http://www.etax.jp/index.html

償却資産(固定資産税)の申告は2月1日まで

町内で事業を営み土地や家屋以外の事業用償却資産をお持ちの方は、所有状況を申告する必要があります。提出期限は2月1日(月)です。

償却資産を所有している個人、法人を対象に、償却資産申告書を送付しますので、期限までに申告をお願いします。新しく事業を始めた方などで申告書が届かない場合はご連絡ください。

今回の申告分から、インターネットを利用してご自宅や事業所のパソコンからも申告することができるようになりました。詳しくは

個人住民税の住宅ローン控除取り扱いのお知らせ

個人住民税の住宅ローン控除は、住宅入居時の年次によって税の取り扱いが変わります。

1. 平成21年以降に入居、または入居予定の方(新たな個人住民税での住宅ローン控除適用)

①所得税で控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の個人住民税から控除されます。

平成21年分以後の所得税で控除適用がある方(平成21年から同25年まで入居した方)のうち、この年分の住宅ローン控除額からこの年分の所得税額(住宅ローン控除の適用前の所得税額)を控除した

残額がある場合は、翌年度の個人住民税で残額に相当する額(当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じた額(最高限度額9万7千500円))が控除されます。

②市区町村への申告は不要です。確定申告の添付資料の見直し、源泉徴収票等の改正によって、控除額を算出するために必要な情報を市区町村が把握して控除します。

2. 平成11年から同18年までに入居した方(税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除適用)

市区町村への申告は不要です(22年度分以降の個人住民税以降適用)。確定申告の添付資料の見直しや源泉徴収票等の改正で、控除額を算出するために必要な情報

を市区町村が把握し、新たな計算方法で控除額を算出して控除します。

ただし退職所得、山林所得を有する方、所得税で平均課税の適用を受けている方は、今までの税源移譲の経過措置としての控除計算方法で算出したほうが控除額が大きくなる場合があります。

この場合は申告することで税源移譲の経過措置としての控除適用を受けることができます。

申告される場合には、毎年1月16日から3月15日までに、同年1月1日現在の住所地の市区町村に申告書を提出する必要があります。

期限内に申告されない場合は、申告を不要とする新たな住宅ローン控除の計算方法が自動的に適用されます。

所得税の住宅ローン控除に係る確定申告、年末調整の手続きはこれまでどおりです。

3. 平成19年1月から同20年12月までに入居した方
所得税の住宅ローン控除効果を確保するため、住宅ローン控除の控除期間を10年間から15年間に延長し、1年当たりの控除額を引き下げる特例が創設されました(選択制)。個人住民税の住宅ローン控除はありません。

住民福祉課から

お問い合わせ 旭川社会保険事務所 ☎27-1611、☎年金のことは住民室(内線123)、☎福祉のことは社会福祉室(内線503)、☎健康のことは保健指導室(内線505)

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きを忘れずに

国民年金は公的年金制度です。

あなたの老後の生活を支え、病気やけがで重度の障害が残るような万一の時でも年金を支給してあなたをサポートしてくれます。

▼義務と権利

日本国内にお住まいの満20歳から満60歳までのすべての方に加入する義務があり、年金を受け取る権利があります。そのために保険料を納付する義務があります。

▼加入の手続き

学生、自営業の方などを「第1号被保険者」と呼びます。対象となる方は、役場での手続きが必要です。

サラリーマン、公務員など給与所得者は、「第2号被保険者」と呼びます。その第2号被保険者に扶養される方(配偶者など)を「第3号被保険者」と呼び、第2・第3号被保険者は、ともに勤務先の事業所で加入手続きを行います(個別の手続きは必要ありません)。

▼保険料の猶予、免除

収入が少ないために保険料を納付できない場合、申請によって保険料を猶予、免除する制度があります。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の場合、ご本人の申請によって保険料納付が猶予される制度です。

経済的な理由で保険料の納付が

困難な方のために「保険料免除制度」「若年者納付猶予制度」もあります。

国民年金の保険料を未納にしていると、万一の病気や事故に見舞われて重度の障害が残る場合に「障害基礎年金」(障害等級1、2級)を受け取ることができず、その後の療養設計に重大な支障が出ます。

年金保険料の支払いに支障がある場合には、申請して保険料の猶予、免除を受けましょう。

4月からパスポート申請窓口が変わります

4月からパスポート(旅券)の申請受け付け、交付が役場窓口で出来るようになります。

役場で申請、交付できるのは、町内に住民登録がある方です。海外からの一時帰国者、船員、学生、単身赴任者の方は、従来通り北海道パスポートセンター(札幌)、上川支庁窓口などでの手続きです。



麻しん風しん(MR)混合ワクチンの定期予防接種 住民福祉課

まだ接種していない対象年齢の方は、冬休みを利用して予防接種をしましょう。接種はお子さんの体調の良い時に受けましょう。2・3・4期の対象の方には個別に案内通知をしています。

【持ち物】母子手帳、住所の確認ができるもの(健康保険証、乳幼児医療受給者証など)

	第1期	第2期	第3期	第4期
接種時期	生後12カ月から同24カ月に至るまで	5歳以上7歳未満の者(就学前の1年間)	13歳となる日の属する年度の初日から同年度の末日までの間にある者(中学1年生に相当する年齢の者)	18歳となる日の属する年度の初日から同年度の末日までの間にある者(高校3年生に相当する年齢の者)
今年度の対象者		平成15年4月2日～同16年4月1日までの間に生まれた方	平成8年4月2日～同9年4月1日までの間に生まれた方	平成3年4月2日～同4年4月1日までの間に生まれた方
接種回数	1回・無料(町の全額費用負担)			
接種間隔	MR混合ワクチン接種後は他の予防接種を受けるまで、27日間以上空けましょう。			
接種日程	3月末までの毎週金曜日(祝日除く) 1月の最初の実施日は1月8日です			
受付時間	午後1時～同4時半			
接種場所	町立診療所			

お問い合わせは保健指導室 ☎82-2111 (内線505)

幼児の歯科検診、フッ素塗布 住民福祉課

期間	1月6日～2月26日(年2回実施の2回目)
実施場所	町内の歯科医院 ①東川歯科 ☎82-3308 ②栄歯科 ☎82-4331 ※事前予約をしてください
対象	1歳から6歳児(就学前児)
内容	歯科検診、フッ素塗布
持ち物	保険証、母子手帳、印鑑(印鑑は補助申請の書類に必要です。書類は各医院にあります)
料金	500円(費用1千円のうち500円は町補助) その他の治療費用は個人負担